

第198回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 令和5年2月13日（月） 午後6時25分から午後7時00分

場 所： むつ市役所本庁舎 議会 大会議室

出席委員： 石野 了 高坂 恵美子 二本柳 信行

三上 史雄 榎 泉 石山 毅憲

堀内 はつえ 中野 昌勝 近原 芳栄 鹿内 徹

（委員＝10名）

関係部局： 畑 中 美 雅（健康づくり推進部政策推進監）

高橋 嘉 美（健康づくり推進課長）

飯田 啓太郎（税務課長）

二階 聖 仁（税務課主幹）

事務局： 上林 啓 史（国保年金課長）

野坂 ゆ み（国保年金課総括主幹）

徳 理 恵（国保年金課医療主幹）

夏井 知恵子（国保年金課主任）

○事務局 第198回むつ市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、委員をお引き受けいただきました皆様へ辞令を交付いたします。

副市長が皆様のお席の前に移動して交付いたしますので、事務局がお名前をお呼びいたしましたら、その場にご起立のうえお受け取りいただきたいと存じます。

保険医及び保険薬剤師代表、三上史雄 委員、榎泉 委員、田中志昌 委員、なお、田中委員は、本日、所用のため欠席となっております。石山毅憲 委員。続きまして、被保険者代表、堀内はつえ 委員、中野昌勝 委員、近原芳栄 委員、鹿内徹 委員。

公益代表、二本柳信行 委員、高坂恵美子 委員、石野了 委員、佐藤節男 委員。なお、佐藤委員は、本日、所用のため欠席となっております。

（副市長から辞令を交付）

以上で、辞令交付を終わります。

続きまして、副市長からご挨拶を申し上げます。

○副市長 第198回むつ市国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し述べさせていただきます。

さきほど、委員の皆様へ辞令を交付させていただきました。

皆様には、御多用の中、むつ市国民健康保険運営協議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

早いもので、平成30年度の国保の県単位化から本年度で5年目となっております。

昨年、8月24日の運営協議会で御説明申し上げましたとおり、むつ市の国民健康保険の財政状況につきましては、平成28年度の税率改正や国の財政支援の充実などにより、平成30年度から令和3年度まで4年連続の黒字となっております。これもひとえに委員の皆様への御指導の賜と深く感謝申し上げます。

一方で、国保を取り巻く環境につきましては、被保険者数の減少や一人あたり医療費の高額化が顕著となっているほか、新型コロナウイルス感染症の影響が見通せないなど、決

して楽観できる状況にないことも事実もあります。私どもといたしましても、しっかりと国保運営に取り組まなければならないものと考えております。

本日は、令和5年度の国民健康保険特別会計予算概要などについて御説明させていただきますが、委員の皆様方には、むつ市国民健康保険の健全な運営のため。御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

○事務局 副市長は所用のため、ここで退席させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

続きまして、組織会を開催いたします。

2月11日で前会長の任期が満了となっておりますので、先例によりまして、会長が選任されるまでの会議の進行につきましては、事務局で行わせていただきます。

それでは、政策推進監、お願いします。

○政策推進監 健康づくり推進部の畑中でございます。

先例により、会議を進行させていただきます。

それでは、ただ今から第198回むつ市国民健康保険運営協議会の組織会を開催いたします。

ただ今の出席委員は、10名で、定足数に達しております。

早速ではございますが、会長の選任についてを議題といたします。

会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、公益を代表する委員の中から全委員が選挙することとなっております。

会長の選任については、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声)

事務局一任の声がございましたが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、事務局に案がありましたらお願いします。

○事務局 二本柳委員にお願いできればと考えております。

○政策推進監 ただいま、事務局から二本柳委員に会長をお願いしたいとの意見が出されましたが、御意義ございませんか。

(「異議なし」の声)

御意義がなければ拍手を持ってご承認いただきたいと思っております。

(委員全員が拍手で承認)

ありがとうございます。

それでは、二本柳委員を会長とすることに決定いたします。

二本柳会長は、会長席へご移動いただき、会議の進行をお願いいたします。

○会長 ただいま委員の皆さまの御承認により、会長職を仰せつかりました二本柳と申します。

どうぞよろしく願いいたします。先ほど、川西副市長の挨拶にもありましたが、国保会計の黒字が4年連続であることは、非常に良いことかと思っております。一方で、コロナと一緒に生活や、全国的な少子高齢化の影響等と相まって、国保にどのような影響があるのか注視する必要があるものと考えております。

本協議会では、様々な課題を見極めながら、むつ市国保の健全な運営のため、皆様の御協力をいただきながら職務を全うしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお

願いたします。

それでは、会議を続けます。

次に、会長職務代理者の選任についてを議題といたします。

会長職務代理者は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、会長に事故あるときはその職務を代行するとされ、公益を代表する委員の中から選任することとなっています。公益代表の中からということもありますので、私から指名推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、石野委員にお願いしたいと思います。

御意義がなければ、拍手を持って承認いただきたいと思います。

(委員全員が拍手で承認)

それでは、御承認いただきましたので、石野委員を会長職務代理者とすることに決定いたします。

石野委員よろしく願いたします。一言、御挨拶をお願いできますか。

○職務代理 石野です。改めまして、どうぞよろしく願いたします。

○会 長 以上で組織会を閉じます。

案件に入る前に関係職員を事務局から紹介します。事務局お願いします。

○事 務 局 はい。それでは、本日、出席している職員を紹介させていただきます。

畑中政策推進監です。飯田税務課長です。二階税務課主幹です。高橋健康づくり推進課長です。野坂国保年金課総括主幹です。徳国保年金課医療主幹です。事務局を担当する夏井と、私は、国保年金課長の上林でございます。

以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。

会議の進行は、会長に願いたします。

○会 長 それでは、案件に入る前に会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は近原芳栄委員を指名します。

本日の案件は、令和5年度むつ市国民健康保険特別会計予算(概要)について、むつ市国民健康保険条例の一部改正についての2件となっております。

それでは、案件1「令和5年度むつ市国民健康保険特別会計予算(概要)」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計予算(概要)についてご説明申し上げます。

資料の1ページ目をご覧ください。

まず、予算編成の基礎となる世帯数、被保険者数の推移についてであります。

むつ市国民健康保険の被保険者数は、平成17年3月の1市2町1村の合併後、最大で29,757人が加入した時期もありますが、その後、減少が続き、令和3年度の平均被保険者数は12,259人と大幅に減少しております。

減少の幅は落ち着きつつあるものの、少子化や団塊世代の後期高齢者医療への加入など、この傾向は続くものと考えられます。

2ページをご覧ください。

まず、会計の概要についてであります。予算編成にあたりましては、財政運営の主体を担う青森県から示された数値を用いたほか、過去の実績等を踏まえ積算しておりまして、

予算の総額は、歳入歳出それぞれ、54億2,507万7千円を計上し、前年度比2億9,101万1千円、5.1%の減となっております。

次に、予算編成のポイントであります。編成の基礎となる平均被保険者数は前年度比3.2%減の1万1,431人。平均加入世帯数は前年度比2.2%減の7,820世帯と見込んでおります。

歳入歳出の主な増減につきましては、歳入の第1款 国民健康保険税で前年度比4.4%、4,751万6千円の減。歳出の第2款 保険給付費で前年度比4.6%、1億8,446万6千円の減となっております。団塊世代の後期高齢者医療保険への加入など被保険者の減少等により予算額も前年度から減となっております。

3ページ、4ページは、歳入・歳出に係る令和5年度と令和4年度の款ごとの増減、構成比等を掲載しております。

次に、5ページをご覧ください。

国民健康保険事業費納付金の推移を表したグラフとなります。

国民健康保険事業費納付金は、青森県が各市町村に対して交付する保険給付費交付金の原資として納付するもので、青森県の算定結果に基づき計上しています。

このうち、医療給付費分が令和3年度以降減少しております。これは、算定に過去3年分の医療費等を用いているため、令和2年度のコロナ禍による医療機関への受診控えが影響しているものと思われます。令和2年度の医療費の影響を受けなくなる令和7年度以降の動きを慎重に見極める必要があり、令和2年度、令和3年度と黒字決算となっておりますが、楽観できない状況にあると考えています。

次に、6ページをご覧ください。

この表は、5ページの国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な保険料率として青森県から示されるものです。

単純比較でしかありませんが、むつ市の現行税率と令和3年度の標準保険料率を見ますと、医療分と後期高齢者支援金分におきましては、現行税率の方が高い値にあるということ。また、介護分につきましては、現行税率の方が若干低い値にあるということが言えるかと思えます。また、青森県から示される標準保険料率は、年度によって変動が見られることもお判りいただけるかと思えます。

現段階では、県から示された歳出の第2款 国民健康保険事業費納付金を国保税や保険基盤安定負担金を財源に支出できる状態が続いておりますので、令和5年度において税率改正の必要はないものとして予算を編成してございます。

ただし、青森県国民健康保険運営方針には、令和7年度までに国保税の算定方式を所得割・均等割・平等割の3方式に統一すると示されておりますので、令和4年度、令和5年度の決算状況は非常に重要になってくると考えております。

説明は以上となります。

○会 長 令和5年予算概要について事務局から説明がありました。

ただ今の事務局の説明について、皆様から質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、案件1の審議を終了いたします。

それでは、案件2「むつ市国民健康保険条例の一部改正」について、事務局から説明を

お願いいたします。

○事務局 　むつ市国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

同じ資料の、2ページをご覧ください。

下段の参考欄に令和5年度に予定されている制度改正を掲載しております。

まず、国民健康保険税ですが、医療分・後期高齢者支援金分・介護分で構成されておりまして、後期高齢者支援金分の賦課限度額が2万円引き上げられ、22万円に。合計では、限度額が104万円となる改正が予定されております。

この改正につきましては、一定の所得者に応分の負担をいただく趣旨と理解しておりまして、税金が増える方につながる改正となっております。

次に、国保税の軽減判定に用いる所得基準の引き上げが予定されております。

現状、国保税では、所得に応じて、7割・5割・2割の保険税軽減措置が行われておりますが、その軽減の対象になるかどうかの判定に用いる数値が一部改正される予定となっております。

5割軽減の算定で用いられている28万5千円の基準額を29万円に引き上げ、2割軽減の算定で用いられている52万円の基準額を53万5千円に引き上げるものとなっております。この改正は、軽減対象世帯が拡大するものとなりますので、税金の減につながる改正となりますが、保険基盤安定負担金等で補填されるものと考えております。

この2つにつきましては、地方税法施行令の改正がされ、準備が整い次第、改正に向けた手続きを行うこととなります。

最後に、出産育児一時金の支給額の引き上げの改正になります。

この改正は、国の社会保障審議会の議論の中で、出産費用が増加する中で平均的な出産費用を全て賄えるようにする観点から決定されたものと伺っております。

むつ市の国保でも、他の医療保険と同様に42万円を支給することを条例で定め支給しておりますが、国の決定や他の医療保険の支給額と均衡を図るため、2月20日開会の第255回定例会に、支給額を50万円に改正する条例案を提案する予定としております。

説明は以上になります。

○会長 　ただ今の事務局から、むつ市国民健康保険条例の一部改正について説明がありました。皆様の方から質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、案件2の審議を終了いたします。

本日の案件は以上になりますが、その他、皆様から何かありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○事務局 　はい。それでは、連絡事項を申し上げます。

次回の運営協議会は、5月中旬から下旬にかけて予定してございますので、よろしくお願い申し上げます。

○会長 　以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ご協力、ありがとうございました。